

政令番号 233 ニトリロ三酢酸

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成19年度、農業以外）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県		4.5E+1		45.0				45.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県		2.5E+3		2,500.0				2,500.0
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県		1.4E+2		140.0				140.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県						1.0E+0	1.0	1.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県						6.3E+3	6,300.0	6,300.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国			2.7E+3		2,685.0		6.3E+3	6,301.0	8,986.0

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。